

## 告示第 119 号

### 国土調査による地図及び簿冊の作成公告

太子町竹広③地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 10 月 3 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

### 記

- 1 地図及び簿冊の名称 太子町竹広③地区
- 2 地図は、令和7年3月測量、簿冊は、令和7年9月現在の状況によって調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間 令和7年10月 3日（金）から  
令和7年10月23日（木）まで 20日間  
10月5日（日）9時から12時と10月6日（月）9時から  
19時は、竹広公会堂にて実施。
- 4 閲覧場所 太子町役場経済建設部 まちづくり課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した町長を経由して、訂正の申し出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日9時から17時までの間とする。  
（ただし、役場の執務時間内とし、土日祝祭日は除く。）